

令和8年第1回美祢市議会臨時会会議録

令和8年1月20日（火曜日）

1 出席議員

1番	三善庸平	2番	竹下駿
3番	井上敬	4番	石井和幸
5番	山下安憲	6番	末永義美
7番	藤井敏通	8番	戎屋昭彦
9番	杉山武志	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	竹岡昌治
15番	村田弘司	16番	荒山光広

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	寺埜真輔
議会事務局庶務班長	中島高輝		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	清水良一
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	古屋敦子
総務企画部長	佐々木昭治	市民福祉部長	佐々木靖司
建設農林部長	市村祥二	観光商工部長	河村充展
地方創生監	佃侑祐	会計管理者	中嶋一彦
教育委員会事務局長	千々松雅幸	上下水道局長	早田忍
病院事業局管理部長	古屋壮之	消防長	中野秀爾
総務企画部行政経営課長	山田豊正	美東総合支所長	高須健一
市民福祉部生活環境課長	向井保幸	市民福祉部健康増進課長	古川和則
建設農林部農林課長	岩崎敏行	観光商工部商工労働課長	岡崎輝義

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

日程第4 報告第2号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

日程第5 議案第1号 令和7年度美祢市一般会計補正予算（第9号）

日程第6 議案第2号 普通財産の貸付けについて

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。ただいまより、令和8年第1回美祢市議会臨時会を開会します。

〔議長 荒山光広君 登壇〕

○議長（荒山光広君） 令和8年第1回美祢市議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

輝かしい新年を迎え、皆様の健やかなお姿に接し、新年の御挨拶を申し上げますことを心から光榮に存じます。

さて、私たちの暮らしを取り巻く社会環境は国内のみならず、世界情勢の影響を受け、目まぐるしく大きく変化し続けております。そして、地方創生の取組が始まり10年余りを経過した今、改めてひとの重要性を感じるところであります。

加速する人口減少へ対応するには、自己改革が必要であり、個々の変革は社会の変化へとつながってまいります。誰もが住み続けたいと思い、人が集い、活気やにぎわいのある——あふれるまちにするためには、前例にとらわれない発想と機を捉えたスピード感を持って課題解決に取り組まなければなりません。

今年は、午年ではありますが、馬は古くから人の暮らしを支え力強く前へ進む姿から、努力が実を結ぶ、発展する年と言われ、また、数字の8は、漢字で表すと末広がりであることから、発展・繁栄を意味し、縁起がよいとされています。

本市においては、JR美祢線が新たな形での再始動に向けて進み始め、秋吉台をはじめとする地質遺産の世界ジオパークへの認定が見込まれるなど、新たな風が吹き始めています。

私たち議員は、情報のアンテナを高く張り、知識を広め、自己研さんに努めてまいります。

そして、議会においては、中心市街地の活性化をはじめとした様々な局面に対し、時には夢を語り、時には悩みながら、既成概念にとらわれない自由な感性を持って、いろいろなアプローチを模索し、地域のこれからは明るいものとなるようよりよい一手を打つべく、執行部とともに議論を深めていく所存であります。

結びに当たり、本年が皆様にとりまして、健やかで幸大きい年となりますことを心から祈念し、年頭の御挨拶といたします。本年もどうぞよろしく願いいたします。

〔議長 荒山光広君 議長席に着く〕

○議長（荒山光広君） この際、市長より年頭の御挨拶があります。篠田市長、お願いします。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 令和8年の年頭に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議長並びに議員各位、市民の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、本日、令和8年第1回美祢市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙のところ御参集いただき誠にありがとうございます。

さて、昨年、多くの皆様に御支援いただき、Mine秋吉台ジオパークはユネスコ世界ジオパーク認定への承認勧告が決定し、今春開催されるユネスコ執行委員会において承認が決議されると、国内11か所目となるユネスコ世界ジオパークに認定されます。

山口県内では、本年10月から12月にかけて「山口デスティネーションキャンペーン」が開催されることから、本市の国際的価値のある地質地形遺産を日本国内はもとより、世界中に発信する好機と捉えております。

また、市民の皆様、とりわけ子どもたちが世界を知る、世界とつながる契機となることも期待しております。

ユネスコ世界ジオパーク認定は一つの通過点ではありますが、平成24年から本格的にスタートした本市のジオパーク活動は、平成27年9月には日本ジオパークに認定されました。今日に至るまで、市民、ジオパークパートナー、企業、団体など多くの皆様に御支援、御協力をいただきましたことを改めてこの場をお借りし感謝申し上げます。

また、JR美祢線の復旧につきましては、山口県及び沿線自治体、交通事業者などとともに美祢線沿線地域交通協議会を設置し、BRT・バス高速輸送システムでの復旧を決定したところであります。

本年中には、「美祢線沿線地域公共交通計画」及び「地域公共交通利便増進実施計画」が策定されることとなっており、JR美祢線の復旧に向けた具体的な取組が進むことから、1日も早い復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

併せて、都市構造再編集中支援事業を活用し、図書館を核とした複合化施設の建設に向けた周辺整備を進めることとしており、BRTによる復旧を契機に、本市の地域公共交通の拠点となる美祢駅前広場の再整備に取り組みたいとも考えております。

このような重要施策を着実に推進し、第二次美祢市総合計画後期計画の将来像であります『若者・女性・地域がかがやき 子どもの笑い声が響く「誇れる郷土・秋吉台のまち」』の実現に向け、私自身が先頭に立ち、職員一丸となって市政運営に取り組んでいかなければならないと考えております。

どうか、議員の皆様、市民の皆様におかれましては、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年も、議長をはじめ議員の皆様が御健勝で、美祢市議会がさらなる発展を遂げられますとともに、市民の皆様にとって、この一年が健康で喜びに満ちた年となりますことを心から祈念申し上げ、年頭に当たっての御挨拶といたします。本年も、どうぞよろしく願いいたします。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） これより、会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本臨時会に、本日までに送付しているものは、執行部からは報告第1号、第2号の2件及び議案第1号、第2号の2件、計4件、事務局からは会議予定表です。

本日、配付しているものは、議事日程表（第1号）です。

報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付している日程表のとおりでありますので、御協力願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、山下安憲議員、末永義美議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定しました。

日程第3、報告第1号から日程第6、議案第2号までを会議規則第35条の規定により一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和8年第1回美祢市議会臨時会に提出いたしました報告2件、議案2件について御説明を申し上げます。

報告第1号及び報告第2号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての報告であります。

報告第1号は、令和7年7月27日、秋芳町秋吉地内において、市所有の旧秋芳無線放送の通信線が断線し、道路上に垂下したことにより、走行中の一般車両に接触し損傷させた事故に伴うものであります。

報告第2号は、令和7年11月30日、伊佐町伊佐地内において、市道の陥没により、走行中の一般車両の車底部を損傷させた事故に伴うものであります。

以上2件について、損害賠償の義務が発生したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第1号は、令和7年度美祢市一般会計補正予算（第9号）であります。

このたびの補正は、総合経済対策として、財政措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、国が示す推奨メニューに沿った物価高騰の負担軽減対策経費など、今後の業務を推進する上で必要な経費を追加するとともに、繰越明許費の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、普通交付税の再算定により創設された臨時財政対策償還基金費を基金に積み立てるため減債基金への元本積立を行うほか、ふるさと美祢応援寄附金の増額に伴う寄附金事業費として、合わせて4億473万6,000円を追加し、エネルギー価格高騰への対応に当たる事業として、当初予算に計上したタクシー運行支援事業に臨時交付金を充当する財源更正を行っております。

民生費では、介護施設や障害福祉サービス施設等へのエネルギー価格の高騰分などの支援経費981万円を追加し、子育て世帯や高齢者世帯への生活者支援事業とし

て、当初予算に計上した「こども医療費助成事業」及び「高齢者外出支援事業」に臨時交付金を充当する財源更正を行っております。

衛生費では、医療機関の医療材料費や入院患者に提供される食材費などの支援経費4,339万5,000円、一般家庭における光熱水費の負担を軽減するため、省エネ家電購入に対する支援経費4,438万1,000円、斎場施設の燃料費高騰により不足が見込まれる経費36万7,000円をそれぞれ追加しております。

労働費では、勤労者福祉施設の光熱費高騰により不足が見込まれる経費50万9,000円を追加し、農林費では、配合飼料高騰の影響を受ける畜産農家への支援経費412万3,000円を追加し、商工費では、道の駅入浴施設の燃料費高騰などにより、不足が見込まれる経費及び中小事業者等の省エネ環境の整備に対する支援経費を合わせて2,536万9,000円追加し、教育費では、温水プール施設の燃料費高騰などにより不足が見込まれる経費542万6,000円を追加しております。

次に、歳入においては、一般財源として、国税収入の増加により追加交付となった普通交付税を2億3,487万円追加する一方、財政調整基金繰入金を1億9,529万8,000円減額しております。

また、特定財源では、国庫支出金、ふるさと美祢応援寄附金など、合わせて4億9,854万4,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億3,811万6,000円を追加し、総額を189億8,453万3,000円とするものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。

地球温暖化対策推進事業ほか1件を追加しております。

議案第2号は、普通財産の貸付けについてであります。

これは、平成27年4月から未利用となっておりました大田事業用地を愛知県名古屋市にありますプロスペックAZ株式会社へ、令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年間貸付けを行いたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました報告2件、議案2件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑を行います。

日程第3、報告第1号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねいたします。

これ、昨年12月議会で、報告第11号の専決処分で、旧秋芳有線放送通信線が車に接触したとの損害賠償の報告がありました。今回も同じような議案です——報告なのですが、この再発防止っていいいますか、今後この通信線の除去など、再発防止に向けてどのような対応を考えておられるのでしょうかお尋ねします。

○議長（荒山光広君） 古屋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（古屋敦子君） ただいまの三好議員の御質問にお答えします。

昨年12月定例会で、報告議案として報告として挙げた秋芳——旧秋芳有線の通信線断線に伴う損害賠償の案件と今回提出しておりますこの報告案件については、同日に発生した事案であります。

当日は、5台の車両に影響が出たものと美祢警察署から報告を受けておまして、そのうち3台については、修理の必要がないということをお聞きしております。2台については、修理の必要があるということで、12月定例会に報告したものについては、10月に修理をされましたので、12月に報告をいたしました。

今回の修理については、この対象者の方の御都合により12月に修理を実施されて、額が確定したのが12月末となりましたので、このたびの報告となった次第であります。

それから、再発防止については、9月——7月の末のこの事案に——を受けて、9月に秋芳地域全域にチラシを配布——区長文書とともにチラシを配布し、もしこういったような事案があればすぐに報告をしてほしいということをお伝えをしております。

また、併せて、この事故の後、職員が目視で、電柱が同じようなことにならないかということは確認をしております。

なお、秋芳地域のこの情報通信施設の撤去工事は令和3年度から実施しており、令和9年度には完了する見込みとなっておりますので御報告いたします。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第4、報告第2号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

日程第5、議案第1号令和7年度美祢市一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。質疑はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 何点かお尋ねいたします。

まず、13ページの005なんですけれど、省エネ家電——省エネ家電購入支援補助金で4,000万円がありますが、これは、対象が何件と見込んでおられるのか。1件につきの上限は幾らなのか。また、申請手続はどうすればいいのでしょうか。この家電店舗は市内の店舗に限られるのでしょうかお尋ねします。

問いが5件ぐらいあるけど、一問一答でいいでしょうか、議長。

○議長（荒山光広君） どうぞ。向井生活環境課長。

○市民福祉部生活環境課長（向井保幸君） ただいまの三好議員の御質問にお答えいたします。

この補助金4,000万円の内訳でございますが、エアコンが10万円掛ける120件の1,200万、冷蔵庫が10万円の120件の1,200万、LED照明器具、こちらのほうが10万円が120件の1,200万、それと給湯器が20万円掛ける20件の400万、計の内訳はこの4,000万円でございます。

補助率は2分の1でございますが、補助金の上限額につきましては、エアコンと冷蔵庫、LED照明器具がそれぞれ10万円、それと給湯器が20万円でございます。

申請手続のほうでございますが、今いろいろ検討中ですが、制度をスタートします4月はかなり件数が殺到することを予想しておりますので、郵送で行うのか、生活環境課の窓口で行うのか、そちらのほうにつきましては今検討中でございます。

また、店舗につきましては、今回は家電のお店だけではなく給湯器とかですね——給湯器のほうもありますので、設備屋さんも含まれると思うんですが、これ

は市内の店舗に限定をしております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 次に移ります。次ですが——飛ばそう。15ページなんですけど、021の中小企業——中小事業者等省エネ——省エネ機器・低燃費タイヤ導入支援事業についてお尋ねします。

これは、小規模事業者で、庭木の剪定とかそれから1人親方で大工さん、工務店の方とか零細事業者もあると思いますが、この方たちの周知方法と申請手続はどのようなになっていますでしょうか。

また、申請期間に——期限についてお尋ねします。

これらの補助金の——補助金を頂いたときに、税の申告の際は収入認定をされるのでしょうかお尋ねします。

○議長（荒山光広君） 岡崎商工労働課長。

○商工労働課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

まず周知方法ですが、市のホームページ、広報、MYT、それと商工会のホームページにも掲載する予定としております。

あと、申請手続なんですけど、こちらは、商工会の会員の方は商工会のほうで、また、それ以外の方は商工労働課のほうで受け付けをいたします。

あと、支援金の補助金で収入認定されるのですかというところですが、こちら収入として上げていただくことになります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 次に移ります。

13ページと15ページの指定管理の補正がありますが、これは大幅な電気料等——電気料の変更のときの補正と——電気料が上がったことについての変更——補助ということなんですけれど、これは、今回の補助は市の指定管理を受けていらっしゃる方が全事業所に通達・周知されたわけでしょうか。この3件か4件ありましたが——3件ですかね、ありましたが、知らなかったという事業所があるかどうか分かりませんが、通達や周知はどうなっているのか。

また、申請については、どうしたら——どうされたらいいのでしょうか、お尋ね

します。

○議長（荒山光広君） 岡崎商工労働課長。

○商工労働課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

市で指定管理を受けている全事業所に関しましては、各所管課が事前に協議をされているかと思えます。それに伴って、対象となる所管課のほうがこのたび補正したことになると思います。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） いいですか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 申請はいつまでと決まっているのでしょうか。

○議長（荒山光広君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの御質問でございますが、指定管理料でございますので、それぞれのリスク分担表に基づいて判断しているものでございます。

特に、申請行為っていうところではなく、手続上の中で処理していくものでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） そのほかありますか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 今の答弁なんですけれど、今回3件ですかね、電気料が上がったということで指定管理料の補正が上がってますが、3件あるように思ったんですけれど、まだあった場合には、申請ができるかどうかということもお尋ねしたいんですけれど、どうでしょうか。

○議長（荒山光広君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） あった場合っていうよりも、先ほど申しましたとおり、リスク分担に基づいて双方協議をしております。その協議の結果、申請すべきものは——すみません。補正すべきものは、補正をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） そのほか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） たびたび申し訳ありません。10ページの活性化対策費のところなんですけれど、これには3億7,493万2,000円の財源を見ますとその他になっておりますが、その他とは何なのでしょうかお尋ねします。

○議長（荒山光広君） 山田行政経営課長。

○総務企画部行政経営課長（山田豊正君） ただいまの御質問にお答えします。

その他の欄のところのまず寄附金のところでございますが2億5,000万が寄附金収入、それから、ふるさと応援美祢事業に対する諸経費に充てるための繰入金が入金1億2,493万2,000円、その合計が合わせて3億7,492万2,000円となっております。以上でございます。

○議長（荒山光広君） いいですか。そのほかありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認めます——その前にお諮りいたします。ただいま議題となっている議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第1号の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号普通財産の貸付けについての質疑を行います。質疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） この案件でですね、契約期間が5年って書かれてたんですが、借地借家法に基づいての契約でしょうか。その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

基本的にはですね、美祢市普通財産貸付けに関する施行要綱において、第3条に

において3年以内とされておりますが、ただし書で、建物の所有を目的とする土地の貸付け又は市長が特に必要と認めたときは、その都度定めるものとしてされております。

また、このたび、美祢市公有財産有効活用民間提案制度による民間からの提案を募集するに当たり、次の条文を追加し、貸付けが要綱により適当でない場合、市長決裁により貸付けができることとすると——するための要綱を改正され、令和7年9月1日から施行したものであります。

つきましては、令和5年に——すみません。5年間につきましては、市長の——市長が特に認めるものという中で、5年間という形になったものであります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私がお尋ねしたのは要綱のことじゃないんですよ。要綱以前に借地借家法——借家借地法ですか、どっちが順序かわかりませんが、法律があるはずですよ。

その場合、例えば鉄骨構造になる——これは旧法かもしれません、私が覚えているのは。旧法は60年とかありますが、現在は確か30年と思うんですがね。だから5年間で契約しても30年以下になると無効になっちゃうんですよ。（聞き取り不可）30年だとかこういうことになるんですが、日本の法律のほうを守るべきだと、要綱は変更できるだろうと思いますが、お尋ねしたのは、その法律に基づいたものなんですかってお聞きしてるわけです。

○議長（荒山光広君） 古屋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（古屋敦子君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほど佐々木部長も答弁したとおり、これについては、公有財産の利活用の募集事業ということで募集をしております。その中で、利活用の条件として、賃貸借による契約方法は借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約としますということで募集を行っておりますので、一応、借地借家法に基づく契約ですけど、定期の建物の賃貸借契約ということになります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） いわゆる要綱の中に借地借家法が入ってるということで

すね。そうしますと、私、なぜ5年なのかが不思議でならないんですよ。借地借家法からすると30年以上になってるはずですよ。30年未満は、例えば5年の場合は30年とみなすことになってるはずなんですけどね。それは、旧法はそうなってましたが新法は分かりませんが、その辺はお調べになったんでしょうか。

ということはね、更新が拒絶できないんです、法律上。その辺も理解されてやられたんでしょうかね。もう最後のお尋ねです。

○議長（荒山光広君） 古屋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（古屋敦子君） ただいまの御質問にお答えします。

募集の中で、原則5年以上10年以内として、また、利活用者が行う事業については、本市とも協議の結果、10年を超える契約が必要と判断される場合には、また更新を行うということになっております。

ただし、この要項を募集するに当たってですね、こういった法律的なことも含めて、顧問弁護士のほうに一応確認をいただいた上でこの募集要項を公表しておりますので、その辺はクリアできているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。いいですか。その他質疑はありませんか。秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） 年間借地——貸付料が135万というふうになっております。

これが高いか安いかわ私もちよつとよく分かりませんが、どういう基準で決められましたでしょうか。

○議長（荒山光広君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 基準価格につきましては2,500——ただいまの秋枝議員の御質問にお答えします。

基準価格につきましては258万9,036円となりますけれども、最低価格というのを要綱に沿って——要綱によって決めておりまして、その中で業者のほう——事業者さんのほうからですね、提案があった価格がこの金額となっております。で、最低基準価格よりも以上となっております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） こういう場合は、普通不動産鑑定価格が基準になると思うん

ですけど、それはやっておられないのでしょうか。

○議長（荒山光広君） 古屋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（古屋敦子君） ただいまの御質問にお答えします。

土地建物を売却する場合には、不動産鑑定を行うこととなると思いますが、賃貸借の場合には、今は市においては、固定資産の評価額——仮評価額を基にこの基準価格を算定しておりますので、鑑定はこのたびについては行っていないということになります。

以上です。

○議長（荒山光広君） いいですか。そのほか質疑はありませんか。山下議員。

○5番（山下安憲君） このたびの貸付けというかですね、この会社さんは、旧赤郷小学校に引き続きの大田——事業所ですね、用地ということになりますけども。このようにですね、民間のほうがどんどん進出する中で、去年——一昨年廃校になりました旧綾木小学校、旧淳美小学校、こちらも行政財産から普通財産に早く変えてこういった募集というか、こういう手上げを待つとかなきゃいけないと思うんですけども、今のところ、地域のほうに使い方を任せてというところを進めるのかどうか。今、この普通財産にするというお話自体は進めるのかどうかについて、関連としてお聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 今の提案されている議案第2号とは少しかけ離れるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。まだ、回答を求められます。山下議員。

○5番（山下安憲君） すみません。もし議案からそれればちょっと申し訳ないんですけども、一応2024年の12月の私の一般質問と、2025年の9月の杉山議員の一般質問でも行政財産か普通財産にということで、こういうふうに民間の方が進出が早いのでですね、そういった関連でお尋ねしたので、もし答えがちょっと難しいのであれば、もうこれは要望という形で終わらせたいと思います。失礼しました。

○議長（荒山光広君） この議案と少しかけ離れておりますので、今御発言のことについては、また一般質問なり委員会なりで質問していただけたらと思います。いいですかね。その他質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） お諮りします。ただいま議題となっている議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第2号の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了しました。

これにて、令和8年第1回美祢市議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時41分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年1月20日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃